

市立豊中病院臨床研修医・専攻医等設置要綱

(目的)

第1条 この要綱は、医師及び歯科医師の卒後研修として臨床医学を修得しようとする医師・歯科医師（以下「研修医（医師・歯科医師免許取得後1年目、2年目）」、「専攻医（医師・歯科医師免許取得後3年目以降）」という。）ならびに医療技術員（医師・歯科医師国家試験に合格し、医師・歯科医師免許取得手続き中の者をいう。）を、市立豊中病院（以下「病院」という。）の非常勤嘱託職員として勤務させることについて、必要な事項を定めることを目的とする。

(職務)

第2条 研修医・専攻医等は、病院において次にあげる職務を行う。

(1) 臨床医学の習得及び指導医のもとでの診療活動

(2) 救急医療・病棟当直業務

(定数及び任用)

第3条 研修医・専攻医等の定数は、若干名とする。

2. 研修医・専攻医等の任用は1年以内とし、必要があると認められる場合はその任用期間を更新することができる。

(選考)

第4条 研修医・専攻医等は、医師免許取得者及びその手続き中の者であって、臨床研修医選考試験等によって適当と認める者のうちから市立豊中病院長（以下「病院長」という。）が選考する。

2. 病院長は、任期中であっても特別の事情があると認める時は、その選考決定を取り消すことができる。

(服務規律等)

第5条 研修医・専攻医等の服務規律、勤務時間、報酬、その他勤務条件については別に定めるところによる。

(弁済)

第6条 研修医・専攻医等は、本人の故意又は重大な過失により病院に損害を与えたときは、その弁済の責を負わなければならない。

(委任規定)

第7条 この要綱に定めるもののほか、研修医・専攻医等に対し必要な細目は病院長が定める。

付則

1. この要綱は、平成元年7月1日から実施する。

付則

1. この要綱は、平成9年6月1日から実施する。

付則

1. この要綱は、平成11年4月1日から実施する。

付則

1. この要綱は、平成16年4月1日から実施する。

付則

1. この要綱は、平成17年4月1日から実施する。

市立豊中病院研修医・専攻医等設置に関する細則

(目的)

第1条 この細則は、市立豊中病院臨床研修医・専攻医等設置要綱（以下「要綱」という。）の実施に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(要綱第2条関係)

第2条 研修医・専攻医等の属する診療科の長及び研修指導医（以下「部長等」という。）は、要綱第2条の規定にかかわらず臨床研修の一環として研修医・専攻医等に関係施設に派遣し、若しくは関係医学会研修（以下「学会等」という。）に参加させることができる。

2. 部長等は、前項に定める研修医・専攻医等の派遣若しくは学会等参加について、常勤医師及び他の研修医・専攻医等の状況との均衡を保つよう努めなければならない。

(要綱第4条関係)

第3条 研修希望者は、事前に臨床研修申込書または様式第1号による申込書を病院長に提出しなければならない。

2. 臨床研修医選考マッチングにより選考された者及び様式第2号で研修の選考決定を受けた者は、市立豊中病院嘱託職員に準じた採用諸手続きを行うものとする。

3. 要綱第4条第2項に定める特別の事情とは、診療科の研修体制の不備が発現し、又は研修医・専攻医等が研修の目的を逸脱し若しくは服務規律を乱すなど不当な行為を行ったと認められる場合を指す。

(要綱第5条関係)

第4条 研修医・専攻医等の服務は、常勤職員に準じて取り扱うほか次によるものとする。

(1) 研修医・専攻医等は、病院の諸規定を遵守し部長等の指示に従って職務を進めなければならない。

(2) 研修医・専攻医等は、病院の業務に支障をきたし又は信用を傷つけ不名誉となる行為をしてはならない。

(3) 研修医・専攻医等は、患者の秘密及び公務上の秘密を他人に漏らしてはならない。このことは研修の終了後においても同様とする。

第5条 研修医・専攻医等の勤務時間は、1週5日、35時間とする。

第6条 報酬は、月額報酬及び臨時報酬とし、その額は別表第1のとおりとする。

第7条 前6条までに定めるほかは、「市立豊中病院嘱託職員就業要綱」の定めるところによる。

第8条 この規定に定めるもののほか、研修医・専攻医等設置に関し必要な事項は病院長が定める。

付則

1. この細則は、平成元年7月1日から実施する。

付則

1. この細則は、平成9年6月1日から実施する。

付則

1. この細則は、平成11年4月1日から実施する。

付則

1. この細則は、平成16年4月1日から実施する。

付則

1. この細則は、平成17年4月1日から実施する。

付則

1. この細則は、平成23年4月1日から実施する。

別表第1

報酬の額の算定

区分	額の算定
報酬	<p>月額報酬</p> <p>医師免許・歯科医師免許取得年月日の属する月の翌月（医師免許・歯科医師免許取得年月日が1日の場合は属する月）より起算して</p> <p>1年未満の場合 正規職員医療職給料表（1）3等級1号給×35／37.5</p> <p>1年以上～2年未満の場合 正規職員医療職給料表（1）3等級2号給×35／37.5×1.15</p> <p>2年以上～3年未満の場合 正規職員医療職給料表（1）3等級10号給×35／37.5×1.15</p> <p>3年以上～4年未満の場合 正規職員医療職給料表（1）3等級29号給×35／37.5×1.15</p> <p>4年以上～5年未満の場合 正規職員医療職給料表（1）3等級32号給×35／37.5×1.15</p> <p>5年以上の場合 正規職員医療職給料表（1）3等級35号給×35／37.5×1.15（5年の場合）（以下1年経過するごとに3号給上位給×35／37.5×1.15）</p> <p>免許取得手続き中の者 正規職員医療職給料表（1）3等級1号給×35／37.5 （いずれの場合も、上記の計算により得た額に50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨てた額、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げた額とする。）</p> <p>その他は、豊中市嘱託職員就業要綱並びに豊中市嘱託職員報酬細則に基づいて支払うものとする。</p>
その他の報酬	<p>市立豊中病院の嘱託医師及びその他の非常勤の職員の報酬の額等に関する規程並びに市立豊中病院嘱託職員就業要綱に基づいて支払うものとする。</p>